

兵庫県公報

平成30年10月23日 火曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（職員課）	1

公布された法令のあらまし

●議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第51号）
議会の議員その他非常勤の職員に対する公務上の災害又は通勤による災害に対する補償の制度において、負傷し、若しくは疾病にかかった職員又は死亡した職員の遺族から申出があったときについても、災害が公務又は通勤により生じたものかどうかを認定するものであることを明確にする等、所要の整備を行うこととした。

規 則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年10月23日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第51号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和42年兵庫県規則第73号）の一部を次のように改正する。

第3条に後段として次のように加える。

負傷し、若しくは疾病にかかった職員又は死亡した職員の遺族（以下「被災職員等」という。）からその災害が公務又は通勤により生じた旨の申出があったときも、同様とする。

第4条に次の1項を加える。

2 実施機関は、前条の規定による報告に係る災害が公務又は通勤により生じたものでないと認定したときは、様式第3号の認定通知書により被災職員等に通知するものとする。

様式第1号中

「公務（通勤）により生じたと認められる災害が発生した」

を

「 { 公務（通勤）により生じたと認められる災害が発生した }
{ 被災職員等から災害が公務（通勤）により生じた旨の申出があった } 」

に、「認める」を「する」に、「、第三者」を「並びに第三者」に改める。

様式第2号中「殿」を「様」に、

「 あなたは、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定により、下記の災害に対する補償を受けることができますので、通知します。 」

を

「 あなたは、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定により、下記の災害に対する補償を受けることができますので、通知します。

この認定に不服があるときは、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第18条第1項の規定に基づき、公務災害補償等審査会に対して審査を申し立てることができます。 」

に改める。

様式第3号を次のように改める。

様式第3号（第4条関係）

認 定 通 知 書

年 月 日

-----様

（実施機関の職氏名）

-----印

下記の災害について、公務又は通勤により生じたものでないと認定したので、通知します。

この認定に不服があるときは、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第18条第1項の規定に基づき、公務災害補償等審査会に対して審査を申し立てることができます。

記

- 1 被災職員の氏名
- 2 傷 病 名
- 3 災害発生年月日
- 4 公務又は通勤により生じたものでないと認定した理由

様式第13号中

「 年 月 日付けをもって請求のあった について、審査の結果、下記のとおり決定したので、通知します。 」

を

「 年 月 日付けをもって請求のあった について、審査の結果、下記のとおり決定したので、通知します。 」

この決定に不服があるときは、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第18条第1項の規定に基づき、公務災害補償等審査会に対して審査を申し立てることができます。 」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。